

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第66号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(フィルタリングの機能の基準)</p> <p>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声又は映像の全部又は一部の受信を防止することができる機能を有するものであることとする。</p> <p>(1) 全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を表現するものその他性欲を興奮させ、又は刺激するもの</p> <p>(2) 殺人、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の場面、手段又は経過を表現するものその他粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>条例第11条第1項第4号アからエまでに掲げる物（以下この号において「薬物」という。）の入手方法、使用方法又は作用を教示して薬物の使用を唆し、又は助けるものその他薬物の使用を誘発するおそれのあるもの</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(フィルタリングの機能の基準)</p> <p>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声若しくは映像の全部又は一部の受信を防止することができる機能を有するものであることとする。</p> <p>(1) 全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を表現するものその他性欲を興奮させ若しくは刺激するもの</p> <p>(2) 殺人、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備、<u>実行行為の場面、手段又は経過を表現するものその他粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。